

「大地の用益権は生きている人々に属する」 — 財産権と世代間正義についてのジェファースンの見解 —

森 村 進*

- I 序
- II ジェファースンの四通の手紙とマディソンの一通の手紙の翻訳
- III ジェファースンの財産権観、特に労働所有論
- IV ジェファースンの世代間正義論、特に定期的憲法制定論

I 序

トマス・ジェファースンが1789年9月6日に赴任先のパリから盟友ジェイムズ・マディソンに送った長い手紙は、財産権や相続制度や世代間正義や法律の効力の時間的制約や公債など広範な諸問題について、一見調和しがたい自然権論と多数決民主主義とがミックスされたジェファースン独自の立場から統一的でラディカルな主張を行っており、今日の観点からも見て極めて興味深い。ジェファースン研究者のハーバート・スローンはこの書簡を「彼の数千通の手紙の中でも最も有名なもの」と評して、それを中心とした『原理と利息：トマス・ジェファースンと負債の問題』(Sloan [1995]. 引用は p. 50 から。この本は本稿執筆にあたって一番役に立った研究書である。Sloan [1993] はその先行者となった論文で、その本の要約として読むこともできる) という題名の400ページ近い本まで書いているくらいだが、日本では最近になって二人の憲法学者が憲法的「プリコミットメント」論との関係で言及している(後述IV 6を参照) 以外ほとんど知られておらず、代表的なジェファースンの翻訳選集(松本 [1980] の一部) にも収録されていないし、それどころか管見の限りどこにも翻訳されていない。私は最近になって所有権思想史研究の過程でこの書簡とそれに関する英語の研究文献の一部を読み、日米の学界の関心の落差に驚き、日本に紹介する意義を痛感した。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

私は本稿でその手紙を含むジェファースンとマディソンの計五通の手紙を訳出し（一部は抄訳）、そこからうかがわれるジェファースンの思想についてコメントを加えてみる。なお本稿ではこれらの書簡を含むジェファースンとマディソンの著作の底本として、特に述べない限りザ・ライブラリー・オブ・アメリカ版のジェファースンとマディソンのそれぞれの著作選集（Jefferson [1984] と Madison [1999]）を用いた。

ここで用語法について一言。私は本稿で「憲法 constitution」という言葉を、「実質的な意味での憲法」と呼ばれるようなものではなくに「憲法典」の意味で用いる。なぜならそれがジェファースンとマディソンの用語法だったからであり、本稿の最後で取り上げる憲法の硬性・軟性の概念は成文憲法典との関係で語られるからでもある。

II ジェファースンの四通の手紙とマディソンの一通の手紙の翻訳

以下に訳出するのは、本稿のテーマに密接に関するジェファースンの四通の書簡にマディソンの一通の書簡を加えたものである。その内訳は、第一が土地所有に関する一般的考察を含むジェファースンの1785年10月28日マディソンあて書簡、第二が最も重要なものだが、Iで述べたジェファースンの1789年9月6日マディソンあて書簡、第三がその書簡に対するマディソンの1790年2月4日の返書、第四がパテント（特許権）に関するジェファースンの1813年8月13日アイザック・マクファーソンあて書簡である。最後の第五が、死者の権利の不存在について触れているジェファースンの1824年6月5日ジョン・カートライトあて書簡である。本稿では以下それぞれ「書簡1」から「書簡5」と呼ぶことにする。書簡1と4と5は抄訳だが、省略した部分は、[] の中に内容を要約した。訳注も [] の中に入れた。訳文は書簡としての性質よりも簡明さを考慮して、「ですます」体ではなく「である」体を使った。

1 フォンテヌブロー、1785年10月28日 ジェイムズ・マディソンあて書簡

[前年からフランスに派遣されていたジェファースンは、この年3月にベンジ

ヤミン・フランクリンの後をついで駐仏全権公使となった。宛名人のジェイムズ・マディソンは、底本では次の手紙と同様、『ザ・フェデラリスト』(1788年)の著者の一人で後に1809年から1817年まで大統領を務めたマディソンとされているが、Koch and Peden [1944] 版では彼と同名の従兄弟である、ヴァージニアのプロテスタント監督教会のマディソン牧師のことだとされている。私はどちらが正しいのかわからないが、最近の研究書では前者と解されているようである。]

拝啓 7時になった。私は炉辺に引っ込んで、あなたとの会話にはいる決心をしたところだ。ここは宮廷がないときには人口一万五千人、宮廷があるときには人口二万人の村で、小川に沿った谷間を占め、その両側には大部分が裸の岩からなっている小さな山の背が走っている。国王は秋になるといつもここに狩にやってくる。宮廷も彼に従って来るし、外国の外交団もそうだ。しかしこれはどうしても必要だというわけではないし、私の懐具合からしてもここにずっと住むだけの費用は出せないなので、私は時々国王の接見に出席するためにここに来て、40マイル離れたパリに戻ることにする。今回が最初の旅行なので、私はきのうの朝この地を見に出た。この目的のために、私は目に見える一番高い山に進んだ。その頂まで約3リーグ〔約5キロ〕ある。

町を出たとたん、私は同じ道を行く貧しい女性に出会った。貧しい労働者の状態を知りたくて、私は彼女との会話にはいった。最初は山に行く道を尋ね、それから彼女の仕事や生活状態や環境を尋ねた。彼女が私に語るには、彼女は日給8スウつまり英貨4ペンスの日雇い女で、養わなければならない子供が二人いて、家賃は〔年間〕30リーヴル払わなければならない(75日分の日給になる)、しばしば仕事がなくむろんパンも食べられないという。われわれは一緒に一マイルほど歩き、彼女がこれまで道案内をつとめてくれたので、私は別れる時に彼女に24スウを与えた。彼女は感謝の余り泣き出したが、それは空涙ではなかったと思う。彼女は一言も発せなかったからだ。おそらくそれまでこれほど多額の援助を得たことはなかったのだろう。私一人になって歩き出すと、この小さな涙から私の思いは、私がこの国で見た、そしてヨーロッパの全土で見られるであろう、無数の

人々の困窮をもたらしている財産の不平等な分割についての省察に至った。

この国の財産は極めて少数の人々の手に絶対的に集中していて、歳入は年間五十万ギニーを下回っている。彼らは国の精粹とでもいうべき人々を召使として雇っていて、中には二百人もの使用人を持ち、自分では労働しない人がある。しかし結局すべての階級の中で一番人数が多いのは、働き口を見つけられない貧民だということになる。私は自問するのだが、耕されていない土地の割合が極めて大きい国の中で、なぜこれほど多数の働く意欲がある人々が物乞いをすることが許されているのだろうか？ これらの土地は狩猟のためだけに手付かずのままになっている。すると考えられることは、これらの土地を耕作させることによって自分の収入を増やせるということに地主たちが気付かないでいるのは、彼らの巨大な富のせいに違いない、ということである。私は財産の平等な分割が非現実的だということはわかっているが、この巨大な不平等が人類の多くにこれほどの困窮をもたらしているからには、立法者は財産を細分するためにいくら多くの手段を発明しても多すぎることはない。その際立法者は、財産の細分が人間精神の自然の情と手に手をたずさえるように配慮しさえすればよい。それゆえあらゆる種類の財産がすべての子供に、あるいはすべての兄弟姉妹に、あるいはその他の親族に平等に相続されることが、賢明な手段であり実際の手段である。財産の不平等を黙って軽減する別の手段は、ある点よりも下の人々全員を課税から免除して、それ以上の部分あるいは財産に累進的に課税することである。いかなる国にせよ、耕作されない土地と失業している貧民がいるときには、財産法が自然権を侵害するように拡張されているということは明らかである。大地は人間が労働を加え住むための共通の資源である。もしわれわれが産業を奨励するために大地の専有を許すならば、われわれは専有から排除された人々が他の雇用を与えられるように配慮しなければならない。もしわれわれがそうしないならば、大地に労働を加えるという基本権が失業者に戻ってくる。雇用を見つけられないが耕作されていない土地を見つけることができる誰でもが、穏当な地代を払えばその土地を自由に耕作できるようになるべきだと言うのは、われわれの国ではまだ早すぎる。しかし小さな土地を持たない人々がなるべく少なくなるようにあらゆる可能な手段を尽くすのは早すぎない。小土地保有者は国家の最も貴重な部分である。

[この手紙の後半は、散歩中に見かけた動植物について書いている。]

2 パリ、1789年9月6日 ジェイムズ・マディソンあて書簡

[本論文の中心となるこの書簡は、フランス革命の勃発直後、ジェファークソンが4年間勤めた駐仏全権公使を辞して10月にパリを去りアメリカに向かう直前に書かれた。]

拝啓 私はどんな機会にあなたに手紙を送ることになるかを知らずに、あなたに手紙を書き始める。私がそうするのは、ある主題が私の脳裏にやってきたが、それを通常の忙しい通信の際にできるよりも少し発展させたいからである。

ある世代が別の世代を拘束する権利をもつか否かという問いは、海のどちらの側でも一度も始められていないようだ。しかしそれは、決定に値するだけでなく、あらゆる政府の根本原理の一つにはいるほど重大な問題である。われわれが今たずさわっている、社会の基本的原理に関する考察の途中で、私はこの問題に気づいた。そしてそのような責務が受け継がれないということを私は容易に証明できると思う。私は自明だと考える次の論拠から始める。それは「**大地の用益権は生きている人々に属する** (*the earth belongs in usufruct to the living*)」、死者はそれに対する権力も権利も持っていない、というものである。いかなる個人が占有していた部分も、彼自身が存在しなくなれば彼のものであることをやめて、社会に戻る。もし社会がその単独保有の土地の専有について何のルールも定めていなかったら、その土地は最初の占有者たちが獲得するだろう。そしてその人々は通常故人の妻子だろう。もし社会が専有の規則を定めていたら、それらのルールはその土地を、妻子か、そのうちの誰か一人か、故人の受遺者かに与えるかもしれない。そのようにしてその土地を債権者に与えるかもしれない。しかし子供であれ受遺者であれ債権者であれ、それを得るのは自然権によってではなくて、彼がメンバーであって服従している社会の法律によってである。すると誰一人として、自然権によっては、自分が占有している土地に対して、あるいはその占有を受け継ぐ人物に対して、自分が契約した債務の支払いを義務づけることはできない。というのは、もしそれができたならば、彼は自分が生きている間に、将来の何世代に

もわたるその土地の用益を食い尽くしてしまうかもしれないからである。そして土地は死者に属し、生者に属さないことになるだろうが、これはわれわれの原理の逆である。

社会の個々のメンバーの誰についても真であることは、集団としての彼ら全員についても真である。全体の権利とは諸個人の権利の集合以上のものではないのだから。多数の人々にわれわれの考えをあてはめる際にそれを明確なままにしておくため、人々の一世代が同じ日に生まれ、同じ日に成年を迎え、同じ日に死に、その時に皆一緒に成年を迎える後続の世代に相続されるとしてみよう。成年を迎えるのは21歳で、彼らはさらに34年間生きるとしてみよう。これが21歳の人々の平均余命である。個々の世代はこのようにして、現在諸個人がそうするように、特定の時点で舞台上に登場して舞台から去ることになる。すると大地はこれらの世代が続いている間、各世代に、完全に、自らの資格で属する、と私は言う。二番目の世代は最初の世代の負債や負担から自由に大地を得る。三番目の世代は二番目の世代の負債や負担について同じことがあてはまる。以下同じである。というのは、もし最初の世代が土地に負債を負わせることができるならば、土地は死者に属するのであって、生きている世代に属するのではないだろうから。そうするといかなる世代も、自分が生きている間に支払えるよりも大きな債務を契約で負うことができない、ということになる。21歳のとき、彼らは自分たち自身と彼らの土地を将来の34年間にわたって拘束できる。22歳では33年間、23歳では32年間、そして54歳では1年間だけ。なぜならこれらがそれぞれの時期に彼らに残された年数だからである。しかしながら一個人の相続と一世代全体の相続との間には大きな相違があるということに注意しなければならない。諸個人は社会の部分にすぎず、全体の法律に従う。これらの法律は故人が占有していた土地の部分を専有して、他の誰よりも先に債権者に与えることもできるし、あるいは債権者を満足させるという条件の下で、故人の子供に与えることもできる。しかしわれわれが想定したようにある世代全体、つまり社会全体が死に、別の世代あるいは社会が相続するならば、これは全体をなす。そしてそこには彼らの領土を第三者——先行者たちの支払能力を超えて彼らに金を貸したかもしれない人々——に与えることができる上位者はいない。

全員が同じ日に自律に至り同じ日に死ぬ世代について真であることは、常に死亡と更新を繰り返している人々についても真である。ただし次の相違だけが存在する。第一の例のように全体として生成し消滅する世代は、その自律の1年目には33年間にわたる債務を契約で負うことができる。10年目には24年間、20年目には14年間、30年目には4年間である。ところが毎日死亡と出生によって変化している世代は、一つの恒常的な期間を持っている。その開始時は契約の時点で、終了時はその時成人している人々の過半数が死亡する時である。その期間の長さは、死亡率表を契約者の国に特有の気候や職業などで訂正したものから算出できる。たとえばド・ビュフォン氏の表をとってみよう。それは23,994人の死亡とその死亡時が書いてある。ある社会では毎年23,994人が生まれ、彼らはその表に書いてある歳まで生きているとしてみよう。その社会の状態は次のようなものになるだろう。第一に、すべての年齢を合わせた全人口はいつも617,703人である。第二に、いかなる時点をとっても、生きている人々の半分は24年と8か月の間に死ぬ。第三に、毎年10,675人が満21歳になる。第四に、21歳以上のすべての人はいつでも348,417人である。第五に、いかなる時点をとっても、21歳以上で生きている人々の半分は18年と8か月、あるいは整数で言えば19年の間に死ぬ。すると一国民の代表者であれ集まった全国民自体であれ、19年を超えて債務を延長することはできない。

[以上の段落はKoch and Peden [1944] 版では以下のようにずっと短く、しかも債務の延長の上限が34年になっている。以後の部分でも底本の「19年」の部分が「34年」になっている。だが契約する世代である成人人口の半分が生き残るであろう時期は、現在から34年後ではなくて19年後なのだから、底本の文章の方が筋が通っている。なお次の段落の「ジェノヴァ」もKoch and Peden[1944] 版では「オランダ」である。

「明快に把握できるよう想定したように特定の間隔で相続する諸世代について真であることは、現実にかかるように日々更新される諸世代についても真である。契約する世代の大部分が34年間生き続き、新しい世代の大部分はその時に所有することになるだろうから、前者はその拘束をその期間まで延長してもよいが、それ以上はできない。すると結論は、国民の代表も集合した国民全体も、彼

らが生きている間に——つまり、契約の日から34年以内に——返せる額を超えた債務を有効に引き受けることはできない、ということになる。』

この結論をわかりやすく例示するために、ルイ14世と15世がフランス国民の名において百億リーブルの負債をして、全額がジェノヴァで起債されたとしてみよう。この金額の利息は五千億リーブルになるだろうが、これはフランスの国土のレントロール、すなわち純生産額だと言われる。現在世代の人々は皆、彼らの生まれたこの国土を離れて、それをジェノヴァの債権者たちに譲り渡さなければならないのだろうか？ 否。彼らは先行する世代の人々と同じく、自分たちが生まれた土地への権利を持っている。彼らはこの権利を先行者たちから得るのではなく、自然から得るのである。すると彼らと彼らの土地は自然によって彼らの先行者たちの債務から解放されている。またルイ15世とその同世代の人々がジェノヴァの金貸しにこう言ったとしてみよう。「われわれが今飲み食いして楽しむように金を下さい。その条件として、あなたがたはこれから19年間利息を要求できませんが、それから先は永遠に年12.5パーセントの利息を得ることになります。」この条件で金が貸され、飲み食いや浪費に使われた。現在の世代は彼らの無駄遣いを補うために大地と彼らの労働の産物を提供する責務があるのだろうか？ 全然ない。

一世代の公債は次の世代に受け継がれるというのが広く受け入れられている見解だが、この見解は、通常私生活において土地を相続する人が先の所有者の債務を支払うよう要求されるのをわれわれが見慣れていることから示唆されるのだろう、と私は思う。だがそのとき次の事情は考慮されていない。つまり、この要求は国家的なものにすぎず道徳的なものではなく、社会の意志から来ていて、その社会は故人の債務の支払いを条件として、占有者の死によって無主となった土地の専有をするのが便利だとみなしているのだが、社会間あるいは世代間には国家による義務もアンパイアもなく、自然の法があるだけなのである。自然の法によれば一世代と他の世代との関係は独立国間と同じなのだが、そのことにわれわれは気付いていないかのようである。

フランスの国債の利子は実際にはそのレントロールの二千分の一にすぎないから、それを支払うのは十分に実際的なことであり、単なる名誉か便宜の問題にす

ぎなくなっている。しかし将来の借金のことを考えてみよう。その国民が作っている憲法の中で、立法府も国民自身も、彼らが自分たち自身の時代に、つまり19年間のうちに支払える以上の借金を有効にすることはできない、と宣言するのが賢明で正義にかなっているのではないだろうか？ そして未来のすべての契約について、契約時から19年間たっても支払われないまま残っている分については無効とすると宣言したら？ そうすれば貸し手は、そして借り手もまた、警戒するようになるだろう。借金の能力をその自然な限度内に限定することによって、それは戦争の精神を抑制するだろう。その精神には、後続の世代は先行する世代について責任がないというこの自然の法に金貸しが注意しないために、あまりにも自由な行路が確保されているのである。

同じような根拠から、いかなる社会も永続する憲法は作れない、永続する法律さえ作れない、ということが証明できよう。大地は生きている者に常に属する。彼らがそれを管理し、そしてそこから生ずるものを、自分の好きなように、彼らの用益の間は管理できる。彼らはまた自分自身の人身の主人であり、それゆえそれを好きなように支配してよい。しかし人身と財産が統治の対象の総計をなす。すると彼らの先行者の憲法と法律は、それらを成立させた意志の持ち主と共に消滅するのが自然な成り行きである。その意志が、憲法の存在を保持したのだが、それがなくなればそれで終わりである。するとあらゆる憲法は、そしてあらゆる法律は、19年が過ぎると消滅するのが自然である。もしそれがそれ以上強制されるならば、それは実力の行為であって正義の行為ではない。

次の世代は廃止する権限を持っているのだから、彼らは憲法なり法律なりが明示的に19年に限られていたかのように行動できる、と言われるかもしれない。第一に[言うべきこととして]、この反論は同じ意味の提案をすることによってその権利を認めている。しかし廃止する権限は同じ意味を持っていない。仮に政府のいかなる形態も、多数派の意志が常に公正に遅滞なく行われるよう完璧に工夫されているならば、実際にそうかもしれないが、どんな形態もそうではないのである。人民は彼ら自身で集まることができない。人民の代表は平等でないし邪悪である。あらゆる立法案にはさまざまなチェックによる反対がある。党派は公的会議を牛耳る。会議には賄賂による汚職がある。私的な利益が選挙民たちの一

般的な利益から彼らをそらせる。ほかにもさまざまな障害があるので、実際的な人なら誰でも、廃止する必要のある法律よりも存続期間が限られた法律の方がはるかに扱いやすいということがわかる。

大地は死者ではなく生きている人々に属するというこの原理は、あらゆる国で極めて広汎な適用と帰結を招くだろうが、それが一番大きいのはフランスである。それは次のような諸問題の解決に入ってくる。国家は限嗣相続財産とされている土地の相続を変えられるか？ 昔教会や病院やコレッジや騎士団に与えられた、その他永久に与えられた、土地の専有を変えられるか？ 教会のものと封建領主のものなどすべてのカタログを含む、土地に付着した料金や特権を廃止できるか？ その原理は世襲の職や官職や裁判権にも、また世襲の爵位や称号にも、また商業や技芸における永続的独占にも、その他たくさんのものにも及ぶ。そして公債償還の問題は、権利の問題ではなくて善意の問題になる。これらの場合全てにおいて、その時の立法府はそのような没収と設立をそれ自身の時代のためには行えるが、それを超えてはできない。そして現在の保有者は、たとえ彼らまたは彼らの先祖がそれを購入した場合であっても、売主が譲渡する権利を持たなかったものの善意の購入者の場合と同じことになる。

この主題をあなたの頭で考えてほしい、特に公債の発行の権限との関係で考えてほしい。そしてそれをあなたに特有の明確さとしっかりした論理で発展させてほしい。あなたはわれわれの国の国策を審議する地位にあるのだから、これを公衆の考慮のために提出して議論をさせる機会を持っている。一見するとこれは理論的な思弁にすぎないと非難されるかもしれないが、よく検討すればそれが堅固で健全な提案だとわかるだろう。公的支出のための徴収に関するわれわれの最初の法律の序文にふさわしい材料を与えるだろう。またそれは、地球のこの地方で伝染性の破滅的な過ちになっているものをわれわれの新政府の門前で排除するだろう。この過ちのおかげで、君主たちは彼らの仲間を鎖につなぐための、自然の認可を受けない手段を手にしてきたのだ。われわれはすでに戦争の災禍を効果的に抑制する例として、それを引き起こす権限を行政府から立法府に、つまり支出者から納税者に移転した。〔公債発行の制限という〕この第二の障害もわれわれが最初に提起することになれば、私としてはうれしい。いかなる国家といえども、

長期にわたる公債を無効にする宣言をわれわれほど私心なく行えるところはない。というのは、われわれは自分たち自身の生涯のうちに元本利子そろえて容易に支払えないような金を一シリングたりとも借りていないからだ。コピーライトと新発明を保護する新しい法律の中でも、排他的権利を14年間のかわりに19年間保障することによって、この原理を確立しなさい。[1行完全に読めなくなっている] これはわれわれがイングランドの先例ではなしに理性をガイドとしているということの一例である。その先例の習慣がわれわれを一国民の政治的異端に縛りつけているのだが、その国民というのは、いくつかの誤りから生ずる動揺のために注目すべきであると同時に、他の誤りの下でまどろんでもいるのだ。私はあなたにニュースを書かない。なぜなら機会があれば私はそのために別の手紙を書くだろうから。

3 ニューヨーク、1790年2月4日 ジェイムズ・マディソンからジェファソンあて書簡

[書簡2はなぜかすぐにはマディソンの元に届かなかった。マディソンはジェファソンの帰国直後1789年末に、ジェファソンをモンティセロの自宅に訪れたが、マディソンがその手紙を実際に手にしたのはニューヨークで翌年になってからだった。2年前のフィラデルフィアの連邦憲法会議の立役者で、ジェファソンよりもはるかに現実主義者だったマディソンは、ジェファソンの提案に丁寧ながらはっきりと反対する。]

拝啓 昨年9月の手紙を同封した1月9日付のあなたの手紙は、数日前まで手に入らなかった。同封された手紙が展開する考えは重要なものであり、立法者にとってたくさんの興味深い考察を示唆するが、特に公債を制限したり許可したりする際にそうである。その考えがあなたの議論するほどの範囲で受け入れられるかどうかは、私がそれについて完全な意見を形成したと言えるまで、私がこれまでできた以上に思いをめぐらせるべき問題である。私の最初の考えは、あなたの考えの多くと一致はするが、そのドクトリンはすべての面において世の中の出来事とは両立しないと判断するものである。私の懐疑論の根拠をスケッチするよ

う努めてみよう。

「大地は死者ではなくて生きている人々に属するのだから、生きている世代はそれ自らしか拘束できない。あらゆる社会において多数派の意志は全体を拘束する。死亡率の法則に従うと、意志の行使に熟した人々の多数派はいかなる時でもそれから19年間を超えて生きていることがないだろう。すると社会のいかなる法律の効力もその期限に制限される。また明示的でない公衆のいかなる宣言も、その限度で無効にならざるをえない。」

私の理解するところ、これが議論の概要である。

政治社会の法律は三種類に分類することができよう。

1. 政府の根本的な憲法
2. 立法府の意志によっては撤回できないものとされる規定を含む法律
3. そのような撤回不可能な性質を持たない法律

問題のドクトリンは理論上は憲法にあてはまるかもしれないが、実際上はいくつかの極めて強力な反論を受けるように思われる。それほど頻繁に改訂される政府はあまりにも変わりやすいために、古さが引き起こし、そしておそらくは最も啓蒙された時代の最も理性的な政府にとっても健康な助けとなる、好意的な偏見を保持できないのではなからうか？ そのような定期的な改訂は、さもなければ発生しないかもしれない有害な党派を生み出すのではないだろうか？ 要するに、社会自身が積極的に自ら介入しなければ特定の日付を超えて存在できないような政府は、現実には生ずる空白期間の災害や帰結を蒙りやすすぎるのではないだろうか？

第二の種類の法律については、理論上も実践上も、問題のドクトリンへの少なくとも例外が必要だと思われる。

もし大地が生きた人々へ自然の賜物だとしたならば、彼らの権原は自然の状態における大地にしか広がりえない。死者が行った改良は、その利益を受ける、生きている人々に負担を負わせる。この負担は、改良に伴う死者の遺志を実行することによってしかはたすことができない。

負債は生きている人々と同様まだ生まれていない人々に利益を与える目的から引き受けられることもある。征服を避けるための負債はそういうもので、征服の害はたくさんの世代を通じて伝わる。負債が主として子孫の利益のために引き受けられることさえある。おそらく合衆国の現在の負債はそのようなもので、その額は現在の世代が自分たちのために引き受けることができた重荷をはるかに超過している。19年という期間は、これらいずれのケースにおいても負債を支払うために十分ではないかもしれない。

そうすると、次々と債務を下降させるようにある世代が別の世代に対して負う関係の中には、事物の本性上の基礎があるようである。衡平がそれを要請する。相互的な利益がそれによって促進される。死者と生きている人々との勘定を調整するために不可欠なことは、後者にとっての不利益が前者の生み出した利益を超えないようにすることだけである。この原理によっても、合衆国が負う負担のほとんどは破産をもたらさないだろう。

第三の種類の法律に適用された問題のドクトリンへの反論はおそらく実際的なものにすぎないかもしれない。だがその見解によれば反論には大きな力がある。

そのような法律が、その期間の終了を規則的に予測する新しい立法によって効力を保たない限り、実定法に基づくすべての権利、つまり財産権のほとんどは完全に消滅してしまうだろう。そしてその復活を求める人々と以前の財産の状態の改革を求める人々の間で、極めて暴力的な争いが起きるだろう。この種の事柄はなさそうではない。[法律を自動的に?] 廃止する権限を、[法律の廃止を?] 拒絶する機会よりも下位に置く法律を可決することが妨げられているために、拒絶する機会はこちらでは無政府状態への対策としては不安定なものになるだろう。それに加えて次のようなことも起きるだろう。——財産権にとってこれほど危険な事態が起こりうるということが、必ずや財産の価値を下げる。危機の到来がこの影響を増大させる。これまでの法律と慣行に依存するすべての債権をなくしてしまう期間が頻繁にやってくるのが、それらの債権への尊重の念の弱化によって、すでに強力すぎる放埒への動機に力を貸す。そしてそのような状態につきものの不確実性が、恒久的な法律が作り出した勤勉さのたゆみない実行を妨げると同時に、社会の中の相対的に利口で抜け目のない人々に不釣り合いなまでの利益を

与える――。

私はこれらの帰結からの救済を、〈確立した憲法と法律への暗黙の同意というものがある、この同意は積極的な不同意が現れないところでは推測できる〉という広く受け入れられているドクトリンの中にしか見出すことができない。政府の賢明な計画によってこのドクトリンの危険な作用を矯正する方が、もう一方のドクトリンから切り離せない諸困難の防止策を見出すよりも实际的だと思われる。

暗黙の同意という観念を全く排斥してしまうことは、市民社会の基盤をどうしても覆してしまうのではないだろうか？ いかなる原理に基づいて多数派の声は少数派を拘束するのだろうか？ 私の思うに、それは自然法から来るのではなくて、便宜に基づく契約から来ている。ある社会に基本的な憲法が必要だと判断されたならば、その憲法はそれよりも大きな多数派を要請するかもしれない。するとこの原理の確立以前には、**全員一致**が必要である。また厳格な理論は、どんな時もその規則自体の確立のためにすべてのメンバーの同意を想定する。もしこの同意が暗黙のうちに与えることができないならば、あるいは積極的な証拠が禁じているわけでない場合に想定されないならば、社会の中に生まれてきた人々は成年に達したら多数派の立法に拘束されることになるだろう。また新しいメンバーが加わるたびに、すべての法律の**全員一致**の再制定が必要になるか、あるいは多数派の声が全体の声になるという規則に彼らが明示的に同意することが必要になるだろう。

私が無謀にも行った考察の応用が間違っていなければ、国の法律の効力を国民の算定された寿命に合わせて限定することは、ある場合には理論の要請するところでないし、別の場合には実践に耐えない、という結論になる。しかしながらこの考察は、特定のケースにおけるこの原理の効用や、哲学的立法者の観点から見たこの原理の一般的な重要性を否定するものではない。それどころか、もしこの原理が最初に合衆国の議事の中で宣言され、現在の世代が後継者たちに不当なあるいは不必要な重荷を課することを健全に抑制するものとして常に念頭に置かれるならば、私にとっては特に喜びだろう。しかしこれはほとんど期待できない喜びである。哲学的立法の精神は合衆国のある部分には決して届いていないし、議

会の中でも外でも決して流行ではない。政府の弱さから来る、また来ると恐れられている害悪と人民の反抗性のため、人民の心の中における政府の範囲を狭くするよりも政府を強化する方に一層の注意が向けられている。それに加えて、どんな偉大な計画でもその一般的で遠大な利益を把握するよりもそれに直接付随する些細な困難を見つける方がずっと易しいので、哲学を介して見られる崇高な真理の多くが日常的な政治家の裸眼に見えるようになるまでには、地球のわれわれの半球はもっと啓蒙されなければならない。

私は私が常に親愛なる者であるという以外、今のところこれに何も付け加えることがない。

4 モンティセロ、1813年8月13日 アイザック・マクファーソンあて書簡

[Koch and Peden [1944] の注によれば、宛名人の Isaac McPherson はボルティモアの発明家である。ジェファースンは当時すでに70歳で、モンティセロで政界引退後、負債に苦しみながらも悠々自適の生活を送っていた。]

拝啓 オリヴァー・エヴァンズ氏が彼の呼ぶところのエレベーター、コンベヤー、ホッパー・ボーイの使用に対して持つ排他的権利について情報を求める、あなたの8月3日の手紙は受け取った。私は新しい発明を奨励し古い発明をふたたび注目させて利用させたいと望んでいるから、彼の最初のパテントの消滅後に生じた状況を残念に思っている。私は再興された法律のための遡及効を期待しなかった。[以下ジェファースンはその法律の「但し書き」をいかに解すべきかについて書いているが、私には条文自体がわからないので隔靴搔痒である。ジェファースンはそれに続けて、アメリカでは事後法への反発が非常に強いので、事後法による処罰だけでなく一旦自由に認められた発明の利用を再び禁止することもほとんど不可能である、と明らかに賛意をもって述べる。]

しかしながらあなたの手紙はもっと広い問題を指している。エヴァンズ氏からエレベーターという新しく適切な名前を受け取ったものはたして彼の発明なのか、という問題である。なぜなら、もしそうでなければ、彼のパテントは他の人々が以前から持っていたものを利用することを禁ずる権利を彼に与えないから

である。私は次のことを補助定理だと想定する。すなわち、パテント権を与えるのは機械の発明それ自体であって、その機械に可能な、いかなる特定の目的への適用でもない、ということである。[ジェファースンは、自分がたまたま持っている書物だけから調べたところでも、エヴァンズ氏のエレベーターと原理を同じくする機械は、以前からエジプトやフランスやアメリカ本国でも用いられていて、エヴァンズ氏のエレベーターの新しい点は、材料として皮革を使っているということだけだ、と述べる。ここでジェファースンが引用あるいは言及している英仏語の文献やギリシア・ラテンの古典の多彩さには驚かされる。なおこの記述からわかることだが、エヴァンズの「エレベーター」とは、日本人がこの名前と呼ぶものとは違って、穀物をすくいあげて運ぶためにバケツを革紐で数珠つなぎにした機械であるらしい。]

発明者は自分の発明について自然な排他的権利を持ち、それも自分の生涯の間だけでなく相続人に相続されるのだ、と何人かの人々が主張してきた（特にイングランドで）。しかしいかなる種類の財産にせよその起源が自然に遡るかどうかは論議の余地ある点だが、発明者に自然権、それも相続までされる権利を認めるとしたらおかしいことだろう。この問題を真剣に考慮してきた人たちの一致した意見では、いかなる個人も自然の権利としては、たとえば一エーカーの土地も私有財産として持たない。普遍的な法律によれば、実際のところ、不動産にせよ動産にせよすべての人々に平等に共通に属するものは何であれ、その時それを占有している人の財産ではあるが、その人が占有を失ったときに財産権もやむ。持続的な所有権は社会の法の賜物であって、社会の進歩の中で最近になって与えられたものである。そうすると、個人の脳のうつろいやすい発酵である観念が自然権の問題として排他的で持続的な権利だと主張されるのはおかしいことだろう。もし自然があるものをそれ以外のすべてのものよりも排他的財産にふさわしくないものとしたとすれば、それは思考力の行為で観念と呼ばれるものである。個人は観念を自分だけにとどめておく限りは排他的にそれを保有できるが、それが明らかにされると万人の保有するところとなり、受け手はそれを取り上げられることはない。またそれに固有の特徴は、他の誰もがその全体を保有するからといって誰の保有分も少なくなるわけではない、ということである。私からある観念を受

け取る人は、私の観念を少なくすることなしに私から知識を得る。それは私のろうそくの火で自分のろうそくに火をつけた人が私から火を奪うわけでないのと同じである。観念は人間の道徳的な相互の教育のために、また状況の改善のために、地球上で自由に相互に行きかうべきである。このことは自然が特別に好意的に意図したところだと思われる。自然は観念を火のように、あらゆる空間に拡張されながらもその強さを少しも弱めないようにした。また空気の中でわれわれは呼吸し運動し物質的に存在しているのだが、自然は観念をその空気のように、閉じ込めることも排他的に専有することもできないようにしたのである。すると発明は性質上、財産の対象たりえない。効用を生み出すかもしれない観念を人々が追求するよう奨励するために、社会は観念から生ずる利益への排他的な権利を認めるかもしれないが、これはその社会の意志と便宜に従って、してもしなくてもよいことで、誰からも文句や苦情を言われる筋合いはない。それだから、私の聞いているところでは、われわれが追隨するまでイングランドだけが地上で唯一、一般的な法律によって観念の排他的利用に法的権利を与えた国だったという事実も生ずる。他のいくつかの国々では、重大な場合に特別の個人的立法によって時々そういうことがなされるが、一般的に言って、他の国々はこのような独占は社会にとって利益になるよりも不都合になると考えてきた。そして発明の独占を拒んでいる国々も新しい有用な発明の面でイングランドと同じくらい実り豊かだということが観察できよう。

自然権としてではなく社会の利益のために与えられた発明への排他的権利に関してだが、排他的パテントのもたらす不都合に値するほどの価値が公衆のために存在するものとそうでないものと間に線を引くのが難しいということを私はよく知っている。法律が委員会にパテントを認めるか認めないかの権限を与えた間、パテント委員会の委員を数年間勤めた者として、私は一般的ルールの体系が成熟するのがどれほど遅々とした進歩であるかを見た。しかしながらいくつかのルールはその委員会によって確定した。[それらのルールの中には「われわれが持っている機械は、誰でもそれにとって可能ないかなる用途にも応用することができる」とか「材料の変更はパテントへの権原を与えない」とか「形態の単なる変化はパテントへの権利を与えない」というものがあるが、この三つのルールに

よれば、エヴァンズ氏のパテントは拒否されるべきだった、とジェファースンは言う。なお彼がパテント委員会の委員を務めたのは第一代大統領ワシントンの時代だが、「特許問題を管轄した国務長官のジェファソンがその〔1790年に制定された特許法の〕規定を厳格に解釈したため〔1792年末までの〕在任中に37件しか認められなかった」(五十嵐〔1994〕271ページ)とのことである。]

私はあなたの依頼に応じて、この主題について私の念頭に浮かんだ事実と考えをお知らせした。私は遠慮なしにそうした——あなたを個人的に知るといふ喜びを持たないが。このように率直にあなたに打ち明ける際に、あなたは私の手紙を私に不安を与えるような仕方を利用しないということを名誉と公正の問題として感じるだろう、と私は信頼している。そして特に、私はエヴァンズ氏とのいかなる争いにも巻き込まれたくない。もっとも氏としては率直な意見の相違に腹を立てるのがもっともなことだと私は信ずるが。私は氏をとても尊敬しており、氏が富と名誉を得るのを心から望むものである。私は氏が価値ある市民であり、常にはいほど才能があり社会のためになる人だと考える。そしてもし私が健全な原理の確立をそれ以上に評価していなかったら、私は黙っていたことだろう。もし私が提出した事柄のいずれかでもその主題を促進するならば、私はそのように利用されることに何の異論もない。もしそれが何も新しいことを提供しないなら、無論それは全然利用されないだろう。私はエレベーターの数学史の細部にいささか立ち入ったが、それは私がこれまで観察したところでは法律家が熟知している義務がない学問分野に属するからである。それだから、私が引用した証拠の中には法律家の以前の議論からは抜け落ちていたものがあつたかもしれない。この問題に関する法律に私は触れるべきではなかった。なぜならそれはすでに議論してきた人々にはおなじみのものだからである。しかし私は自分を正当化するためだけのために、その法律についての私自身の見解を述べたかった。私自身がその法律を是認し署名したからである。これらの説明とともに、私からの尊敬のしるしを受け取っていただきたい。

5 モンティセロ、1824年6月5日 ジョン・カートライト少佐あて書簡

[ジェファースンは書簡2のあとも、19年からなる各世代は、憲法を変えさせ

なかったりその期間を超える公債を発行したりすることによって後続の世代に負担を負わせることはできないという主張を、1813年6月24日のジョン・ウェイルズ・エッペス (John Wayles Eppes. ジェファースンの娘婿で、ヴァージニア州選出下院議員であり歳入委員会委員長でもあった) あて書簡 (主として公債に関して) や1816年7月12日のサミュエル・カーチェヴァル (Samuel Kercheval. ヴァージニア州憲法の改正をめざした運動家) あて書簡 (主として憲法改正に関して) で繰り返しているが、本稿では冗長さを恐れてこれらは訳出せず、その代わりにこのカートライトあて書簡を抄出した。この書簡では一世代の長さには触れていないが、〈過去の世代は権利を持たない〉という持論がこれまでにないほど印象的な表現で簡潔に述べられているからである。またこれはジェファースンが書簡2から35年たった最晩年 (死の2年前) になってもその思想を持ち続けたという証拠だからである。宛名人の Major John Cartwright はイギリスで多年にわたって憲政改革を提唱してきた運動家であり、この年の9月23日にロンドンで84歳で死亡した。この書簡は、彼がイギリスの憲法制度史について書いた本をジェファースンに贈ったことに対する感謝の念と読後感を述べ、さらにアメリカの連邦と諸州、特にジェファースン自身のヴァージニアの憲法についての意見を述べた「とりとめのない長い手紙」 (ジェファースン自身の言葉) である。その中からここでは憲法改正の可能性について述べた短い段落だけを取り出して訳した。]

それら [憲法] は変更不可能にできるだろうか？ 一世代が別の世代や他のすべての世代を、以後永遠に束縛できるだろうか？ 造物主は大地を生きている人々のために作ったのであって、死者のためにではなかった。権利と権能は人物にのみ属する。意志を持たない物や単なる物質には属さない。死者は物ですらない。彼らの身体を形成していた物質の分子は、今では千もの形をとって、他の動物や植物や鉱物の部分を形成している。では死者が人間の形をとっていた際に持っていた権利と権能は今では何に帰属しているのか？ 一世代は、その過半数が生きている限りそれ自身を拘束することができる。その過半数がなくなれば、別の過半数がその場を占め、先行者がかつて持っていた権利と権能をすべて持ち、

彼らの法律と制度を自分たち自身にふさわしいように変えることができる。そのとき、人間に内在し譲渡できない諸権利を別にすると、変更不可能なものは何もないのである。

Ⅲ ジェファースンの財産権観、特に労働所有論

1 自然権としての労働所有権

ジェファースンがジョン・ロックの『統治論』の政治思想に深く影響されていたことは、近年の一部の修正主義的解釈にもかかわらず広く認められている（たとえばZuckert [1994] pp. 18-25）。彼が起草した『独立宣言』（1776年7月4日採択）自体がその好例だが、他にもジェファースンは1790年5月30日に、甥で娘婿になったばかりのトマス・マン・ランドルフ（Thomas Mann Randolph）にあてた手紙の中で、「統治に関するロックの小さな本は、それが述べている限りでは完璧だが、理論から実践に降りると『ザ・フェデラリスト』以上の本はない」（Koch and Peden [1944] p. 456）と推奨した。

ロックが『統治論』第2編第5章で展開した労働所有論もジェファースンが信ずる自然権の一部だった（Zuckert [1996] pp.79-83）。彼は1801年3月4日の大統領第一次就任演説では「一つの賢明な政府を持ちたいのです。国民が相互に傷つけあわないように規制する政府、その規制のほかには、市民の労働と向上の追求を彼ら自身が自由に調節することを認める政府、また人々の労働の成果を取り上げないような政府を持ちたいのです。これが、善き政治の要諦であり、またこれが、われわれの幸福を確保するために必要なのであります」（訳文は松本 [1980] 250ページを少し変えた）と述べ、1805年3月4日の大統領第二次就任演説でも「自分自身と父祖の勤勉からどの人にも生ずる財産の状態が、平等であれ不平等であれ、維持されている」ことを喜んだ。政界からの引退後も、1816年4月24日のデュポン・ド・ネムール（Pierre Samuel DuPont de Nemours, Koch and Peden [1944] p. 536 n. 1によると、アメリカに移住したフランスの重農主義者でジェファースンの友人）あて手紙では「権力から独立した権利が存在する。財産への権利は、われわれの自然な欲求と、われわれがこれらの欲求を満たすために与えられている手段と、他の人々の同様な権利を侵害せずにこれらの手段を使っ

てわれわれが獲得する物への権利とに基礎を置いている」と書き、同年7月12日のカーチェヴァルあて手紙では「共和政政府の真の基礎は、すべての市民が自分の人身と財産、そしてその管理について有する平等な権利である」と書いている。これらはすべてロックの見解でもある。

ただここで気になるのは、ロックは『統治論』で繰り返して自然権として「生命、自由、財産」という三つをあげていたのに、ジェファースンが『独立宣言』第二段落で万人に与えられた「譲渡できない権利」としてあげているのは「生命、自由、および幸福の追求」だということである。なぜジェファースンは「財産」のかわりに「幸福の追求」をあげたのだろうか？ それはジェファースンがロックと違って財産権を自然権の中に入れなかったからだと考える人もいるが（この種の論者はロックよりもハチソンなどのスコットランド道徳哲学の方が『独立宣言』に影響を与えたと考えるらしい。明石 [1993] 223-227ページを参照）、ジェファースンとロックの三つの基本権は表現上の相違にもかかわらず基本的には同様の思想に基づくとみなす二つの見解がある。

第一に、『独立宣言』の直前に採択され、それと文章がよく似ているジョージ・メイソン起草の『ヴァージニア権利章典』は自然権として「財産を取得し保持し、幸福と安全を維持し獲得する手段を伴って、生命と自由を享受する権利」をあげているから、ジェファースンの「幸福追求の権利」は財産権をも含むような一般的・包括的な自然権だと思われる（有賀 [1988] 122-124ページ; Mayer [1994] pp. 77f.; Zuckert [2002] pp. 220-225）。第二にジーン・ヤーブラフは「ジェファースンと財産権」という論文で、ジェファースンが『独立宣言』で財産権をあげなかったのは、そこで列挙されたものが「譲渡できない権利」だったからにすぎないと主張する（Yarbrough [1989] sec. 1）。ヤーブラフによれば、生命と自由（そして幸福の追求）は他人に譲渡できないと主張するのには理由があるが、財産は明らかに譲渡できる。むしろ財産、特に土地が自由に譲渡できないという制約は、ジェファースンが旧世界の因習と考えて蛇蝎のごとく嫌った封建制度の特徴に他ならない――。

私は二つの見解ともかなりの説得力があるとは思いますが、完全に納得しているわけではない。前者の説について言えば、メイソンの表現とジェファースンの表現

は確かに似ているが、だからといって、メイソンが明示的に述べジェファーソンがそうしなかった思想を二人が共有していたとは限らない。またヤーブラフの説について言えば、「財産の権利」という表現によって〈今もっている(特定の)財産への権利〉ではなく〈財産を獲得する(一般的な)権利〉を意味するならば、それは生命や自由と同様に譲渡できないと主張することができる(Zuckert [2002] pp. 219f.)。あるいは独立宣言の“unalienable rights”とは「(本人が)譲渡できない権利」ではなくて「(本人の意に反して)奪うことができない権利」という意味だ、と解釈することができるかもしれない。しかしそれでも、『独立宣言』の中で財産権が明示的に言及されていないという事実だけをもって、ロック的財産権論の否定と見なすのは無理である。

むしろ次のことに注目すべきである。すでに引用した大統領第一次就任演説中の「労働と向上の追求 pursuits of industry and improvement」という表現は『独立宣言』の「幸福の追求」を想起させずにはおかないが、ここではそれが〈労働の成果は本人のものである〉というロック的労働所有論に結び付けられている。同じ発想は前述のデュポン・ド・ネムールあて書簡の中にも見出せる。結局、ジェファーソンのいう「幸福の追求の権利」は労働所有論と対立するものではなく、前者は後者の根拠(の一つ)なのである(森村 [2006] 31-32ページも参照)。

2 相続と無体財産権は自然権でない

ジェファーソンはロック的労働所有論に賛成していたが、だからといって当時のアメリカで通用していた慣習的な私的所有権制度を無批判に受け入れていたわけではない。このことがわからないために、一部の論者はジェファーソンが私的所有権を自然権としては認めていなかったという誤解をしてしまう(たとえば Mayer [1994] pp. 78-80を参照)。

ジェファーソンが伝統的な私有財産擁護論と袂を分かつ点は三つある。

第一に、彼は書簡2の冒頭部分からわかるように、死者は何の権利も持たないのだから(この点については書簡5も見よ)自分の遺産を相続させる権利とか家族が故人の遺産を相続する権利といったものは自然権ではなく、遺産相続は特定の社会の法律が作り出した制度にすぎないと考えていた。彼は1813年6月24日

のエッペスあて書簡の中でも「大地は死者ではなく生きている人々に属する。人間の意志と権能は、自然の法によればその生命とともに消滅する。ある社会は勤勉を奨励するためにそれを人工的に継続するが、われわれが野蛮人と呼ぶわれわれの先住民の隣人たちのようにそれを拒む社会もある」と述べている。自然法上は、死者の遺産は誰のものでもなくなるのである。相続制度は社会的な効用によって（もし正当化できるなら）正当化されるにすぎない。この発想が、次の節で述べる彼の左翼リバタリアン的な思想の根拠の一つとなっている。ジェファースンが書簡2のモットーにおいて「大地の用益権 usufruct は生きている人々に属する」と、“property”とか“ownership”といった一般的な用語の代わりに、英米法にはなくて大陸法にある“usufruct”という言葉をやたら使ったのも、それが相続されずに権利者の死とともに消滅する権利だったからだろう（Sloan [1995] p. 82）。

なお書簡2の一部を左翼リバタリアニズムのアンソロジーに収録した編者のヴァレンティンとスタイナーは「そのような権利が、生きている人の間で自然資源についての権利を譲渡する権能を含むと彼が考えていたかどうかは不明である」（Vallentyne and Steiner [2000] p. 65）とコメントを加えているが、ジェファースンの考えによれば相続が認められないのは死者がもはや権利主体ではないからなのだから、生きているうちの贈与は相続や遺贈とは違って有効なはずである。

遺産の地位についての死者の遺志を無視するジェファースンのこの思想に対して、マディソンは書簡3で「[自然状態における大地と違って] 死者が行った改良は、その利益を受ける、生きている人々に負担を負わせる。この負担は、改良に伴う死者の意志を実行することによってしかはたすことができない」と反対しているが、この批判は外在的な批判にとどまる。なぜならジェファースンの立場からは〈確かに死者は労働によって新しい価値を土地に与えたかもしれないが、死亡によって権利主体ではなくなったのであり、生きている人々は死者に対する負担を負わない〉という回答ができるからである。つまり人間が作り出した価値分も、その権利者が死ねば自然法上は特定の人のものである。

ジェファースンが同時代の慣習的な私有財産制度に賛成しなかった第二の点は無体財産権にかかわる。書簡4から明らかなように、ジェファースンは有体財産

と区別された特許などの無体財産権は自然権だとは見なさなかったし、それを立法によって保護するとしても保護の程度は限定されるべきだと考えていた。なぜなら観念や発明には自然な排他性がないからである。

書簡4で展開された財産権論は大変明快なのでほとんど説明を必要としない。ここではヤーブラフが上記の論文「ジェファースンと財産権」の中でこの書簡について述べていることを紹介するにとどめたい。ヤーブラフによれば、この書簡におけるジェファースンの財産権論は、彼が半世紀前の学生時代に注意深く読んだケイムズ卿の「財産の歴史」に負うところが大変大きい。またジェファースンがここで「持続的な所有権は社会の法の賜物であって、社会の進歩の中で最近になって与えられたものである」と言っている時彼が考えているのは、現実の占有から切り離された土地所有権であって、これに対して先占者の占有に基づく財産、特に動産は、大昔からある自然権なのである。そしてなぜ社会は土地に対する「持続的な所有権」を認めるべきかといえば、それはその制度が勤勉な農耕を奨励して社会全体に利益を与えるからである (Yarbrough [1989] pp. 67-69)——。私はケイムズの本を読んでいないからヤーブラフの以上の主張を自信をもって評価することができないが、ともかく土地所有権についてのジェファースンの見解は、同じ自然権論とはいえ、ロックのものよりも相対的に帰結主義的な色彩が強いということはいえよう。

さて私も以前からロックの労働所有論を手がかりに自然権的な財産権論を展開してきたが、その議論の中で、しばしば安易に想定されているのとは違って相続制度も無体財産権も労働所有論から出てこないし (森村 [1995] 111-115, 166-183 ページ)、ロック自身も著作権を自然法上の権利とは考えていなかった (森村 [1997] 第6章) と主張した。私はその際ジェファースンの議論をまだ知らず、彼とは独立に同様の結論に達したのだが、最近になって彼も相続と無体財産権が自然権としての私有財産から出てこないと論じていることを知って、二世紀前のアメリカに知己を見出した気がした。

ジェファースンの私有財産観が慣習的な私的所有権と異なる第三の点は、その左翼リバタリアン的な要素だが、私はこれには必ずしも賛成できない。この要素については節を改めて見てみよう。

3 左翼リバタリアンの要素

左翼リバタリアニズムとは、各人は自分の身体について排他的な支配権を持つが、その一方人間が作り出したのでない天然資源は公正に分配されるべきだとする主張で、最近ヒレル・スタイナー (Hillel Steiner)、マイケル・オツカ (Michael Otsuka) など一部の論者が自称しているが、そのような発想は歴史的にはトマス・ペイン、(初期の) ハーバート・スペンサー、ヘンリー・ジョージなどにも見出すことができる (Vallentyne and Steiner [2000])。ロックやノージックのようなオーソドックスなリバタリアンと左翼リバタリアンとの発想の基本的な相違は、前者が〈誰も使用していない天然資源は無主物として誰でも早い者勝ちで専有できる〉と考えているのに対して、後者は〈天然資源は道徳的には人類全体の共有物で、誰もがその部分に対する公正な取り分を持っている〉と見なしている点にある。(もっともこの二つの立場の中にも様々なヴァリエーションがあり、両者の間に位置づけられるような立場もある。私自身は前者に属するが、後者の主張にも一分の理はあると評価している。)

ジェファースンの書簡1と書簡2の冒頭にも左翼リバタリアニズムの発想がうかがわれる。よく知られているように、ロックは「十分性の但し書き」が満たされていれば、土地などの天然資源に労働を最初に加えた人がそれを専有してその結果財産の持分が不平等になっても構わないと考えていたが(森村 [1997] 第3章第2節)、ロックの労働所有論を基本的に受け入れていたジェファースンは、上記の二通の書簡でロックよりも平等主義的な財の分配を提唱している。書簡1によれば「大地は人間が労働を加え住むための共通の資源」であり、万人は「大地に労働を加えるという基本権」を持っているので、土地を持たないために失業している人々は他の雇用を受ける権利がある。ジェファースンはこの観点から、アンシャン・レジームのフランスの土地所有は不平等すぎるので何らかの手段による平等化が必要であると考えた。

しかしすでに触れたヤーブラフの論文によれば、ジェファースンがいくらか急進的な平等主義者になったのはフランスにいた間だけで、本国のアメリカに戻るとそこでは国民の誰もがそれなりの財産を持っているし心配するほどの財産の不平等もないと考えたので、そのような財の再分配は唱えなくなった。いや、書簡

1においてさえ、彼の最初の具体的な提案は子供たちの間の均分相続である(Yarbrough [1989] pp. 69-72. なおジェファーソンはつとに1776年から1779年までヴァージニアの下院議員だったころ、限嗣相続制と長子相続制の廃止のために努力していた)。確かに書簡1と2でもジェファーソンが問題視していたのは財産の不平等自体よりも生計を維持できるような労働の機会がないことだったから、ジェファーソンの分配提案の根拠は、多くの左翼リバタリアンが前提しているような天然資源の分配についての平等主義ではなく、貧民の生存権だったと理解できる。

4 農本主義的要素

ここで当時のアメリカン・インディアン土地利用についてジェファーソンがどう考えていたかを述べるのが、彼の所有権思想の理解に資するだろう。

政府権力はできるかぎり小さな方がよいと信じていたジェファーソンは、アメリカ合衆国の国づくりにあたって、無政府社会である(1787年1月31日ジェイムズ・マディソンあて書簡によるとジェファーソンはそう考えていた)インディアンの自治体制は大きな人口を持つ国では非实际的だろうがそれでも学ぶべき点が多いと思っていた(Grinde and Johansen [1991] 特に第8章を見よ)。他にもたとえば『ヴァージニア覚書』からうかがわれるように、ジェファーソンはインディアンの社会と文化に対する理解を持っていた。

だがジェファーソンは一方ではロックと同様、土地の専有のためには土地に労働を加えることが必要条件だと信じていたから、インディアンが狩猟のために使っていた広大な未耕作の「荒地」に対して彼らは正当な所有権を持っていないと考えた。彼は第2代大統領ジョン・アダムズの時代に副大統領として、「インディアンの権原は何の安定性certaintyも与えることができないが、所有権の確立のためには安定性が必要である。われわれはアメリカの先住民をありのままに見なければならない。私には農耕か産業が所有権の唯一の基準と思われる」と述べた。また彼自身が第3代の大統領になってからは、インディアンが狩猟生活から牧畜や農耕や製造業による生活に生き方を変えるように奨励した。たとえば彼は合衆国の市民になることを望んだチェロキー族の集団に対して「生活のための狩

猟を捨てて、各家族が農場を持ち、産業によって生活する」ことを求めた。(この段落全体につき Arneil [1996] pp. 189-194を見よ。最初の引用はp. 191から、次の引用はp. 193からのもの。)

ジェファースンの目から見れば、インディアンが狩猟のために利用している広大な土地に対して彼らの所有権を認めてしまったら、アンシャン・レジームのフランスにおいて大地主が狩猟のためだけに保有していた土地の所有権が認められて貧民を排除していたときと同様、農業によって身を立てていこうとする多数の働く意欲のある人々から生計の途を奪うことになるのだろう。狩猟用の土地に対する所有権は、社会のために有害だから認められるべきではないのである。

ジェファースンはこうして農耕と土地所有権とを密接に結びつけた。その原因は、彼がロックと同様に農耕は土地の価値を自然状態から飛躍的に高めると考えたことにもあるだろうし、フランスのセーなどの重農主義経済学に影響を受けた(たとえば彼が多忙な大統領時代にセーの『政治経済学』への好意的な読後感を綴った1804年6月13日のセーあて書簡を見よ) ことにもあるだろうが、それ以上に、たとえば『ヴァージニア覚書』質問19の部分に簡潔明快に述べられているような農本主義的な政治思想の寄与するところが多かったろう。ジェファースンの考えによれば、他者依存的な工業や商業とは違って、農業は勤勉と自律と節制といった美德をはぐくみ、人々を自らの土地に結びつけるために公共的な事柄への関心と関与も深める。幸いヨーロッパと違ってアメリカにはまだまだ未開拓地が残っている。アメリカで製造できない工業製品は、農産物を輸出するかわりにヨーロッパから輸入すればよい。「どういう国家でも、農民以外の市民諸階級の総計と農民の総計の比は、国家の不健全な部分の、健全な部分に対する比であり、またそれは国家の腐敗の度を測るに足るバロメーターである」(松本 [1980] 262ページ)。ジェファースンがめざしたアメリカは、簡素で単純な生活を楽しむ独立自営農民たちの共和国だったのであり、彼の財産権観もこの農本主義と切り離しては考えられない(彼の農本主義については五十嵐 [1984] 24-31ページと Yarbrough [1989] pp. 75-80が参考になった)。

IV ジェファークソンの世代間正義論、特に定期的憲法制定論

1 原理とその諸帰結

前の第Ⅲ章ではジェファークソンの所有権観の文脈で書簡2も見たわけだが、この書簡は〈過去の世代は未来の世代を拘束できない〉という世代間正義論のゆえに一層有名である。この議論はマディソンの書簡3が巧みに要約していたから、その部分をもう一度引用する。

「大地は死者ではなくて生きている人々に属するのだから、生きている世代はそれ自らしか拘束できない。あらゆる社会において多数派の意志は全体を拘束する。死亡率の法則に従うと、意志の行使に熟した人々の多数派はいかなる時でもそれから19年間を超えて生きていることがないだろう。すると社会のいかなる法律の効力もその期限に制限される。また明示的でない公衆のいかなる宣言も、その限度で無効にならざるをえない。」

ジェファークソンは書簡2の中で〈生きている人は、個人としてもコホート（同一世代の集団）としても、それ自らしか拘束できない〉というこの原理をいくつかの分野に応用して、それぞれにラディカルな帰結を導き出している。その第一は相続制度の否定である。第二は19年という一世代を超える長期の公債の無効性であり、第三は憲法と一般の法律を含めて19年の経過による法典の自動的な効力の消滅である。無論三つとも自然法上の議論であり、ジェファークソンはこれらの帰結がアメリカを含む多くの国々で実定法化されていないことは承知している。これら三つの帰結のうち第一は個人のレベルにおける原理の適用であり、第二と第三はコホートのレベルにおける適用である。

相続の否定という第一の適用については前の章で見た。この章では第三の適用について検討したいが、その前に第二の適用である公債の問題も重要だから少し触れておこう。それどころか書簡2について『原理と利益』（Sloan [1995]）を書いたスローンは、ジェファークソンにとっては生涯を通じて個人的にも政治思想上も、憲法改正の問題より長期的負債の問題の方がずっと重要だったと主張しているくらいである。ジェファークソン自身パリで書簡2を書いていた時には夢にも思わなかっただろうが、彼はアメリカに帰国してワシントン大統領の政府の国務長官に就任後、マディソンと共同戦線を張って財務長官アレクサンダー・ハミル

トンの財政政策に反対することになるのだが、その対立の中でも公債政策は中心的な位置を占めていた（ハミルトンの公債政策に関する日本語の研究としては田島 [1984] 第2章と中野 [1993] 第2章第1節がある）。

さてマディソンは書簡3の中で公債の問題を〈撤回できないとされる法律〉に関する問題として取り扱っている。公債は、その発行後に立法府が無効を宣言することによって帳消しすることが理論上は可能だとしても実際的にも政治道徳的にもそれは極めて困難だから、マディソンがそれを〈撤回できない法律〉の分類の下で論じたのももっともである。マディソンはそこで、19年を超える長期の公債の発行を禁じようとするジェファーソンの提案に対して、公債の中には将来の世代の利益のために引き受けられるものもあると反論した。それに対するジェファーソンの可能な再反論は、公債の発行が現実の政治に引き起こす様々の弊害を指摘するとともに、〈たとえ将来のより大きな利益のために引き受けられる公債があるとしても、長期にわたる公債の多くはそうでないし、またかりにそのような公債があるとしても、他人の利益のために他人を無権代理して借金することができないように、現在の世代が将来の世代に代わって借金を引き受けることはできないはずだ〉と主張するものだろう。なおかりにマディソンの上記の反論を受け入れるとしても、それを現在の日本の状態に当てはめれば、建設国債は正当化できる可能性があるが、（財政法第4条で禁じられているにもかかわらず特別立法によって発行されている）赤字国債は正当化できないという結論が出てくる。

この例からもわかるように、公債発行と世代間公平との関係は現代でもジェファーソンの時代と同様（むしろ年金制度が導入された今ではそれ以上に？）重大な問題であり、現にジェイムズ・ブキャナンとケインジアンの間で論争がなされたり、〈政府の財源が税でも公債でも経済的效果は変わらない〉という「リカードの中立命題」の当否が争われたりしているのだが（たとえばHillman [2003] 2.3.5を参照）、この問題を本格的に論ずるにあたっては経済学的な論点に立ち入る必要があり、私にはその用意がないから、本稿ではこれだけにしておく。ただ一言述べておけば、ジェファーソンの想定に反して硬性憲法が将来世代の利益を保護する場合もあり、それは憲法が公債を発行する権限を制約している場合であ

る。一般的に言って、私は立憲主義者は政府の財政的権限の制約にも意を払うべきだと思う。

ジェファースンの上記の原理は、最近倫理学の世界でも熱心に論じられだした世代間正義の問題一般にもかかわる。たとえばこの原理と〈大地の使用権は生きている人々に属する〉という、前の章で見た原理を合わせて環境問題に適用すれば、〈各世代は自然資源の一定量を利用する権利がある〉として、現在の世代に対してすべての将来世代に自然資源を残して伝えるべき何らかの義務を負わせることもできるだろう。だが世代間正義の問題については私はジェファースンと似た説を最近公表したばかりなので本稿では触れない（森村 [2006]. ただし私見はジェファースンの発想と大きく違う点もある。それは、私は将来の世代に保障されるべきものとして一定の自然資源を利用する権利ではなくて一定の生活水準を考えているという点にある）。

2 マディソンの批判

書簡2の主張を検討するにあたって、マディソンの書簡3による批判の検討から始めよう。両者の応酬は「ジェファソンが、常識を突き破り現実に新たな光を投げかける創造的な思想家であったとすれば、マディソンは、政治理念を論理的に吟味しその現実における効果を見究めようとした、経験的な実践家だった」（五十嵐 [1984] 53ページ）という対照の好例である。（書簡3については、Holmes [1989] pp. 215-221; Mayer [1994] pp. 300-306; Sloan [1995] pp. 139f.; Yarbrough [2003] pp. 158-160が参考になった。）

マディソンはジェファースンの主張を本章の冒頭に引用したように要約してから、それを第一に憲法、第二に撤回できない法律、第三にそれ以外の一般の法律にあてはめて、いずれの場合にも理論的あるいは実際的な難点があると主張する。そして最後に一般論として、ジェファースンが書簡2の最後から三つ目の段落で批判した〈人民による暗黙の同意〉という観念は市民社会の維持のためにはどうしても必要だと主張した。

マディソンによる三つの法類型ごとの反論のうち、第二の撤回できない法律に関する反論は前節で見たばかりである。第三の一般的な法律に関する反論はもっ

ばら財産権に関するもので、法律の廃止は財産状態、特に債権を不安定なものにしてしまい勤勉さを妨げるという趣旨だった。ジェファースンはおそらくこの考慮に同意するだろうが、それでもすべての法律にあてはまるわけではないと考えたろう。(マディソンが今日のいわゆるサンセット法を知ったら、それに反対するだろうか?) そもそも立法府はいつでも法律を改廃できる権限を持っているのだから、ジェファースンの提案を受け入れなくても、法制度というのは程度の差はあれ本来不安定なものである。

一番重要なのは、第一の憲法に関する議論である。というのは、今日の大部分の憲法は、改正はできるがそのための手続きが通常法律よりも厳格で、立法府の多数決ではできないような硬性憲法だが、それとは正反対にジェファースンの提案は人民主権論を徹底して憲法を容易に多数決で変えられる——いや、それどころか19年ごとに新しく制定しなければならない——ように要求するものだからである。だから現代の憲法学者の中にはジェファースンの提案と議論を今さらながら検討する人がいるのである。マディソンがジェファースンのこの提案に反対する議論は、実はすでにその2年前にマディソンが『ザ・フェデラリスト』の第49編でしている議論と基本的に同じで、その簡略版と言える。マディソンは書簡3の中で、ジェファースンがすでに読んで称賛していたその本の参照を乞うてもよいくらいだった。彼はその論文でジェファースンがヴァージニア憲法を改正するための制度として人民による直接投票を提案していることを紹介し、その提案に対する反対論を述べていたのである。そこでの反対論と書簡3におけるジェファースンの定期的憲法制定の提案への反対論をまとめると、次のような三種類に分けられるだろう。

①「およそ人民に直接訴えるということは、本来政治機構そのものに一定の欠陥が存することを意味しているとも思われるので、人民に頻繁に訴えるということは、元来、時間とともにほくまられる尊敬、それなくしてはおそらくどんな賢明かつ自由な政府といえども必要な安定性を保有しえなくなる国民の尊敬を政府が失うことになるだろう」(松本 [1980] 392ページ)。法典に対する好意的な偏見というものは、どんな理性的な国でも不可欠である。

②「憲法上の問題をあまりに頻繁に、社会全体の決定に委ねることは、人民の

感情を強く刺激しすぎて、公共の平穩をゆさぶる危険性がある」(同上)。アメリカ連邦憲法の制定は確かに必要なことだったが、この体験を不必要に繰り返すことは危険すぎる。

③人民に憲法の改正をゆだねても、党派的な争いのために合理的な決定は期待できない。「公衆の間の理性ではなく、感情が判断にはいつてくることになるう」(同上・394ページ)。

3 ジェファースンの憲法観

今あげたマディソンの三つの論拠は頻繁な憲法改正がもたらすであろう実際の弊害を指摘するものだが、ジェファースンは納得できなかったろう。①があげる憲法に対する非理性的な崇敬の念はジェファースンにとって不必要と思えただろうし、②の論拠も杞憂と感じられただろう。

「私は、危険を伴う自由を、静かに黙っている奴隷の状態よりも、選びたいのである。……[騒動は] 政治の沈滞・腐敗を防止する働きもするし、公共の問題に一般の関心をかきたてることにもなるのだ。私は、かねがね考えていることだが、ときどきは、小規模の反乱くらいは、よいことであると考える」(1789年1月30日のマディソンあて書簡。松本 [1988] 280ページ)。

また③については、ジェファースンは人民、特に下層民衆の公共精神に多くを期待しないリアリストだったマディソン(五十嵐 [1984] 第2章、特に第5節を見よ)よりもはるかに民衆を信頼していた。ジェファースンは晩年になっても次のように手紙に書いた。

「私は人民を恐れる人々の一員ではない。金持ちではなくて彼らにこそ、われわれの自由の継続がかかっているのである。そして彼らの独立を維持するためには、われわれの支配者がわれわれに恒久的な負債を押しつけることを許してはならない」(1816年7月12日のカーチェヴァルあて書簡)。

するとジェファースンはマディソンの書簡3の批判に大部分納得しなかっただろう。ただしマディソンは書簡3の最後で〈人民による暗黙の同意〉の觀念の必要性を説いたが、マイヤーの『トマス・ジェファースンの憲法思想』によると、これについてはジェファースンは後年1823年9月24日のトマス・アール

(Thomas Earle) あての手紙では事実上受け入れたそうである。彼はそのときもはや19年ごとの憲法制定にはこだわらず、単に今の世代の過半数が望めば憲法を変えられるとすれば足りると考えた (Mayer [1994] p. 307)。

だがそれでもジェファーソンの思想が軟性憲法を支持することには変わりがない。改憲案に賛成する人民の多数派の意志を阻止する点で、硬性憲法は非民主的だからである。(なお現代イタリアの憲法学者パーチェは、原題を訳すると『硬性憲法の根拠』となる書物 (Pace [1996]) で、〈硬性・軟性憲法という概念を作り出したブライスによれば、憲法が硬性であるとは特別の改正手続きを要求するという意味ではなくて、通常法律よりも上位にあってそれを規制するという意味だ〉と主張しているが、ブライスの元来の趣旨はともかく、現在の用語法では通常の立法手続きよりも厳格な手続きによらなければ改正できない成文憲法を硬性憲法と呼んでいるから、そちらの用語法に従う。) このことは当時のアメリカ人も認識していた。書簡2と3の直前にアメリカ中で戦わされた連邦憲法批准論争の中で、憲法改正 (憲法の用語法で言えば「修正 amendment」) 手続きを規定した第5編はあまり論争の対象にならなかったらしいが (たとえば『ザ・フェデラリスト』では、ハミルトンが書いた最後の第85編に簡単な擁護論があるにすぎない)、それでも独立革命の立役者の一人でヴァージニアの反フェデラリストになったパトリック・ヘンリーは1788年6月5日の演説で、その規定はあまりにも憲法改正のために厳格な手続きを要求しているので、アメリカの人民のうちわずか一握りが反対するだけでも、憲法改正を求める多数派の意志が踏みにじられてしまうとして批判した (Ketcham [1986] pp. 203-205)。

マディソンの反論は民主主義の理念の徹底よりも社会の安定を率直に重視するプラグマティックな配慮に基づくものだったが、今日硬性憲法を説明する場合は、もっと原理的な論拠が持ち出されるのが常である。たとえば〈個人の人権の保障という要請は民主主義に優先するものだから、民主的な決定によっても廃止することはできない〉という発想から立憲主義的な権力抑制が説明されることがよくある。事実これは私が賛同するものである。ジェファーソンはロック的な自然権論者であり連邦憲法にはじめから権利章典を入れることを強く望んでいたのだから、このような説を主張してもよさそうなのだが、彼は自分が信奉する自然

権論と多数決の人民主権論との間にテンションがあるということについて、あまり意識していなかったようだ。この点についての彼の見方は書簡5の引用部分の最後にうかがえるし、彼が1777年に起草した有名な『ヴァージニア信教自由法』の末尾にはもっと明確な形であらわれている。その文章はほとんど遂行的自己矛盾とも呼びたいほどの域に達している。

「われわれは、本議会が……本議会と同等の権限を付与すべき将来の議会の立法行為を制限するという権限は有しないものであり、したがって、本議会がこの法律を将来にわたって変更することを許さずと宣言するの権限はこれを有しないものであることを熟知せるものではあるが、しかもなお、われわれは、次のごとく宣言するの自由は、これを有するものである。すなわち、この法律において主張・保護されている権利なるものは、人類の自然権であり、しかして、もし今後、この法律を廃止し、もしくは、この適用を制限せんとする（新たなる）立法が可決されるがごときことがあれば、かかる立法は、自然権に対する侵害であろう、と」（松本〔1980〕271ページ）。

人民の根本的な健全さを信頼するジェファースンは、人民（の多数派）の意志がなるべく忠実に（憲法を含む）法律に反映されることを望んだ。「政府は、それがその人民の意志を体现し執行する程度に応じて共和政的である」（1816年7月12日のカーチェヴァルあて書簡）。この直接民主主義的な立場は、民主的に選ばれたわけではない裁判所に積極的な法解釈・法創造の役割を期待する立場とも、不文の憲法的慣習を重視する「生きた憲法」といった発想とも、憲法は一般の法律とは違って基本的に広い解釈の範囲を許すものだから民意や現実の制度に一見即していないように見えても安易に変える必要はないという考え方とも、「憲法の変遷」という観念とも、すべて相いれないものであり（Peterson〔1988〕pp. 283-288; Sloan〔1995〕pp. 235f.）、現代ならば「ポピュリズム」と呼ばれて危険思想視されるかもしれない。

ジェファースンの憲法思想が今日（でも）多くの人々に受け入れにくい点はそれ以外にもある。書簡2からもわかるように、彼は一国の異なった世代の間に一体性を認めなかった。公債との関係で彼は書いた。「自然の法によれば一世代と他の世代との関係は独立国間の関係と同じ」である。この見解は四半世紀後も揺

るがなかった。

「われわれは個々の世代を、その過半数の意志によって自らを束縛する権利は持っているが次の世代を拘束する権利は持たない別々の国家として見ることができよう。それは別の国の住民を拘束する権利を持たないのと同じである」(1813年6月24日エッペスあて書簡)。

だからたとえば今の日本とインドが別々の国であるのと同じように、今の日本と半世紀前の日本とは別々の団体である。後者の場合は同一の国が続いているかのように扱われるのは実践的な考慮に基づくだけであって、自然法上はそうでない。また、建国期のアメリカ合衆国と現代のアメリカ合衆国も別々の国家だから、今のアメリカ人がワシントンやジェファースンを世界史上の重要人物と見なすのは構わないが、「この国」あるいは「わが国」が生んだ(あるいは「を生んだ」?)偉人として記念するのは不合理だ——。このような発想は昔も今もナショナリズムやパトリオティズムの対極にあるもので、多くの人々の国民としての意識に衝突するだろう。

スローンの『原理と利益』は、書簡2の〈死んだ人々＝過去の世代は、生きている人々＝現在の世代を支配できない〉という思想は別にジェファースンの独創などというものではなくて18世紀後半のヨーロッパで広く共有されていた発想だと主張する。スローンによれば、すでにロックにも見られたその思想はルソーやペインやコンドルセやカントや、さらにもっと有名でない人々も唱えていた。ジェファースンの独自性は、他の人たちが漠然と「現在の人々」や「死者」について語るにすぎなかったのに対して、計算マニアであるジェファースンはデュフォンのデータを使って一世代を19年と算出した(ちなみにアメリカにはそのような計算の元になるデータが存在しなかったので、ジェファースンは晩年まで19年という数字を変えなかった)点、「用益権」という適切な用語を使った点、そしてその思想を公債や憲法改正という具体的な制度に関する提案に応用した点にある(Sloan [1995] ch. 2, appendix A)。

私にはスローンの詳細なドキュメンテーションを評価する能力はないが、それでもスローンはジェファースンの独自性をまだ過小評価しているのではないかと思う。第一に、〈死者は生きている人を支配できない〉という発想は確かにヨー

ロッパでは有力だったかもしれないが、スローンのあげる例を見る限り、アメリカではジェファースンほど熱心に主張した人はいなかったようである。そもそも彼のように「世代」という言葉を愛用したアメリカ人もいなかったらしい。ペインの『人間の権利』第1部(1791年)第1章の冒頭には、エドモンド・パークの『フランス革命に関する省察』(1790年)の祖先崇拜を攻撃して現在生きている人々の主権を宣言する辛辣で情熱的な議論が見られるが、これはペインが進行中のフランス革命を擁護するためにイギリスで書いて刊行した本である。この本は『コモン・センス』ほどにはアメリカで受け入れられなかった。第二に、ジェファースンが〈死者は生きている人を支配できない〉と主張するだけではなく、過去の世代に対する義務の念や国家の時間的継続性までほとんど否定したのは、建国されたばかりのアメリカ合衆国でも多くの人々にとっては行きすぎと思えたらう。書簡2がジェファースンの死後、1829年に初めて公刊された時、フランスではサント＝ブーヴが好意的に批評したがアメリカ本国ではその過激な主張に多くの読者が呆れた(Sloan [1995] pp. 232f.) というのも、このような事情があったからだろう。

4 硬性憲法の存在理由

現代のアメリカと日本の憲法学者の一部には、ジェファースンの定期的憲法制定論を他山の石として硬性憲法や国家の時間的継続性を擁護しようとする人がいるが、彼らの論拠は同一ではない。(なお彼らはジェファースンが重大視した長期的な公債についてはほとんど語らない。)

ジェファースンの議論をたとえば今の日本に適用するならこういうことになるだろう。——現在の日本人成人の半分が死亡すると見込まれるのは何年後か知らないが、かりにそれが30年後だと仮定してみよう。そうするとあらゆる法律に、「この法律は公布の時より30年後に失効する」という条文をつければよい。あるいは憲法を改正して「この憲法及びすべての法律は公布の時から30年後に自動的に失効する」という条文を加えればもっと簡単である。もし立法者たちがある法律の効力を延長させたかったら、国会で失効前に延長の議決をすればいいだけである。法律を一定期間後自動的に失効させるのは、ジェファースンの考えでは、

一度法律ができるとその廃止の決議をするのは困難だからだが、マディソンが主張したように、人民の暗黙の同意があればあえて自動的に法律を失効させる必要はないと考えるならば（そして晩年のジェファースンもその主張を受け入れたようなのだった）、より穏健な提案として、通常法律については現状のままでいいが、憲法は有権者の過半数の賛成があれば変えられる軟性憲法にすべきだ、ということになる――。

阪口正二郎の『立憲主義と民主主義』（阪口 [2001]）によれば、アメリカではマイケル・クラマンとかアキル・アマーといった憲法学者が反多数決主義的立憲主義よりも多数決主義的民主主義をとるべきだと主張しているそうだが、これに対して日本では、人民主権の理念に従って憲法を軟性憲法に変えるべきだというジェファースンの主張を提唱する論者はほとんどいないようである。

その中で珍しく、長尾龍一の『憲法問題入門』（長尾 [1997]）の第10章「最高法規・憲法改正」には硬性憲法の理由についての批判的な検討があって貴重である（ただしジェファースンへの言及はない）。長尾がそこで検討している理由づけは①「最高法規性」（憲法改正権限界論）、②「伝統の価値」、③「聖なるもの」、④「少数者の権利」の四つに分類できる。長尾は①については「憲法改正手続きを困難にするのは憲法制定者の傲慢であり、憲法改正権限界論は子孫を呪縛しようとする有害無益の議論である」（同上・183ページ）と、ジェファースンやペインを喜ばせそうなことを言って批判する。②については〈伝統の中には悪いものもある〉と主張し、マディソンが重視した③については「「聖性」によって威圧するには、民衆は醒めすぎている」（同上・191ページ）と退ける。しかし長尾は、(1) 少数意見を含む多様な可能性を模索することこそが民主主義という制度であり、また (2) 「固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあるから、多数決によって剥奪できない自由と自治権が与えられる必要がある」（同上・193ページ）として④の理由づけに賛成し、結論としては（限定的に？）硬性憲法を支持している。

5 国家の時間を超えた同一性

ところが今日ジェファースンの書簡2を検討する憲法学者の中には、これらと

は別のもっと深遠な理由づけを提出する論者がいる。それは『自由と時間：憲法的自己統治の理論』(Rubenfeld [2001])という本を書いたジェド・ルーベンフェルドである。この本は、そう明確に言っているわけではないが、バークが『フランス革命に関する省察』の中で個人主義的・自由主義的な社会契約説の用語法を歪曲して提唱した〈過去の人々＝祖先と現在の人々と未来の人々＝子孫との間の偉大な契約としての社会〉という発想を民主憲法の実践の中で再生しようとする、共同体主義の憲法理論の試みである。ルーベンフェルドは、近代人は個人としても主権者たる人民としても現在だけに生きようとして過去と未来を無視していると言って近代人の精神的退廃を嘆く。この本の論証的というよりジャーナリスティックで匠気たっぷりの文体を実感してもらうためにも、その核心的な主張を引用しよう。

「現在は小さい。その中で生きることは、時間を超えて生きるための大きな責任、人々がかつてあり、将来あるだろうところのものへの責任を担うことができない人々の避難場なのである。われわれはみなこの小ささに慣れている。……今日この小ささは[私的な生活にとどまらず]、さらにわれわれの政治が目指すものにまで伝染している。それは、われわれはわれわれの時代の終わりに達したのだ、今やどこにも行くべきところはないのだという、今日認められる公衆の意識の下にある。[原文改行]われわれの政治が、われわれが今ここで欲すること、あるいは欲すると言っていることに注意を注げば注ぐほど、われわれの政治はますますつまらないものになる」(Rubenfeld [2001] p. 16)。

ルーベンフェルドはこの本の第2章「新しさの時代」で、18世紀以降有力になった〈現在世代の主権〉という発想の代表としてジェファースンの書簡2を紹介してから次のように述べる。——ジェファースンは別に現在世代に利己主義を勧めているわけではなくて、現在世代は未来の世代に責務を負っており、彼らに重荷を負わせてはならないと考えている。この結論ではバークに似るが、バークとは対照的にジェファースンは別々の世代は別々の国民のようなものだと考えた。彼が以前に起草したアメリカ独立宣言がイギリスからの地理的・領域的な独立宣言だとすれば、こちらは過去からの時間的な独立宣言と言える。政府にこのような過去との断絶を要求する態度は近代そのものの発明である。しかし人々が現在

にしか生きないことになると、過去にも未来にも延びている、「国 nation」という政治的実体を重視する理由はなくなる。ジェファースンは「国」の代わりに、一定の期間生存し結合する意志を持つ「世代 generation」という観念に訴えかけたが、この観念の内実も意義も不明確である。古典的な国家の観念は不変の政体で、その中に過去・現在・未来のすべての国民が結びついたものだった。それはバークが世代間のパートナーシップとして述べているが、ジェファースンにとって死者は無にすぎない。「世代」は古典的な国家と現代の多元主義的・個人主義的・党派的な利益政治との間の中間項である。諸個人は「世代」という全体の部分と考えられたわけだが、実際には世代とは何らかの国民の一世代に他ならないのだから、世代を超えた特定の実体に訴えかけずにはいられない。また現実の諸個人は毎日生まれ死んでいくのだから、「生者」を特定の世代と一致させることもできない。「ひとたび強欲な時間が相続された法を食い尽くすならば、そして死んで過ぎ去ったものの力への迷信的な畏敬の念が破壊されるならば、昨日制定された法律も20年前あるいは200年前に制定された法律と同様に原則的に拘束しない」。現在主義の論理 presentist logic が行き着く先は「現在の中に生き、歴史も未来も欠く、孤立した、非政治的な人間、近代人自体である」(p. 26) ——。それに対して、ルーベンフェルドはこの本の後半で、「時間を超え、諸世代を貫いて存在する行為者としての人民こそが民主的自己統治の適切な主体である」という「コミットメント民主主義 commitmentarian democracy」(p. 145) の憲法理論を展開していく。

現実の人々はルーベンフェルドの主張にある程度の説得力を感じるだろう。ジェファースンの〈政治道徳的には昔の自国は今の外国と同じ〉という主張に私自身は多大の共感を感じるし、その主張が広く受け入れられればナショナリズムが弱まって世界は住みやすくなると思うが、実際には多くの人々には受け入れにくいだろう。ジェファースンの発想によれば、外国によって最近押し付けられた憲法も、かつて祖先によって民主的に制定された憲法（特に硬性憲法）も、今となってみれば現在の世代に押し付けられているという反民主主義的な性質では同じだと評価されるが、多くの人々は前者の方が一層反民主的だと考えるだろう。それは良かれ悪しかれ人々が時間を越えた「国民」なり「人民」なり「民族」なり

の観念を持っているからである。

しかしあとで紹介する愛敬浩二は、憲法的自己拘束を「人民が世代を超えて自らの基本的な法的・政治的コミットメントを記憶・堅持するための努力をするための道具」として見るルーベンフェルドの説は、「『我ら人民』の歴史的・文化的・心理的な関係性（事実的な共同性）を立ち上げる結果、リベラルな自己統治によって破壊的に作用する恐れがある」（愛敬〔2004〕373ページ注31）と批判している。

私もこの批判に賛成である。それになぜ「人民」は、自分たちにとって無用な、あるいは積極的に有害な法律や制度にまで畏敬の念を持つべきなのだろうか？ だがそれ以前に、ルーベンフェルドは個人レベルでも時間を越えた人格の自己同一性を誇張していると私は考える。彼は第7章「時間を越えた存在」の前半で、個人の一生を通じた統一性を否定する現代の哲学者デレク・パーフィット（Derek Parfit）の『理由と人格』の議論に言及して次のように言っている。——世代を超えた「人民」なる集合的主体は存在しないという議論は、時刻ごとの自己を離れて時間を越えた「人格」なるものは存在しないというパーフィットの議論に至る。しかし人格は空間の中に延長して存在するのと同様に、（無機物や動物と違って）生涯という時間の中にも延長して存在する。人格は交響曲のように時間的な存在であり、人間的な自由とは時間的コミットメントをする自由に他ならない——。

パーフィットの人格同一性論に基本的に賛成する者として、私はこの批判に納得できない。通常生涯を通じて各時点の人格の間には程度の変化はあれ心理的な継続性があるのだから、人格はある意味では時間の中に延長して存在するということができるが、だからといってルーベンフェルドほど時間的コミットメントを重視して生涯を一体的なものと考えなければならないことにはならない。だがここは人格の同一性論を論ずる場所ではないから、詳細は私が以前書いた本に譲る（森村〔1989〕第1部第5章。特に自己拘束とコミットメントについてはその第3節と第7節を見よ）。

6 プリコミットメントとしての硬性憲法

最近「プリコミットメント precommitment」という観念に訴えかけてジェファースンの説に対抗しようとする議論がある。

阪口正二郎が「立憲主義の展望」という講演の中でジェファースンの議論を紹介・検討している個所（阪口〔2005〕364-373ページ）を要約すれば次の通りである。——硬性憲法は、多数者が憲法を変えたいと思っていてもたやすく変えられないから民主主義と矛盾すると考えるのが適切である。しかし硬性憲法だからこそ民主主義が可能になるという面もある。第一に、硬性憲法は安定した統治を可能にする。第二に、〈長期的に見て合理的な行動をとらざるをえないように自分を拘束する〉というプリコミットメントの一例として硬性憲法を理解することができる。第三に、民主主義のためには選挙権の保証とか表現の自由とかいった制度が必要だから、それを硬性憲法で定めておくことは民主主義の観点から正当化できる。ただし民主主義に不可欠というわけではない権利を硬性憲法で保障することは、民主主義からではなくて、多様な生き方を各人に保障するという理由から正当化できる——。

以上が阪口の議論である。彼のいう、硬性憲法が民主主義と調和する三つの理由については次のように指摘できよう。第一の理由はマディソンもつとに書簡3で指摘したもので、確かに安定した統治はよいものかもしれない。だが安定した統治と民主主義とは同一ではない。（阪口もこのことは認めている。）第二の理由については、硬性憲法は制定者である世代を自己拘束しているが、それだけでなく他の世代の人々まで拘束するという点で自己拘束ではない、と指摘できる。プリコミットメントの発想をジェファースンの提案と強引に調和させるなら、憲法の規定は制定後の一世代（それが19年であれ30年であれ）は硬性だが、その後は軟性になるとするのが筋である。第三の理由は、長尾が検討していた硬性憲法の存在理由の④（前記Ⅳ4を見よ）と基本的に同じである。だがこの発想を貫くならば、民主主義のためには選挙権や政治的表現の自由の制度は議会や国民の過半数によって変更できないと規定するにとどまらず、そもそも絶対に変更できないとすべきではないだろうか？ もっともかりにある憲法上の制度を形式的には変更できないということにしても、人々の支持を受けなければ実態が変わってし

まうから実効性がないだろうし、それに加えて、そのような法文と実態の齟齬は法制度への尊敬の念を失わせてしまうから、人民の過半数では足りないにせよ圧倒的多数の賛成があれば憲法を変えられるとするのが賢明な選択なのかもしれない。最後に、民主主義に不可欠ではない権利の保障について阪口が述べていることは、古典的な自然権論と基本的に同じである。

愛敬浩二もプリコミットメント論を紹介しているが、彼はそれに対して一層好意的である。愛敬は憲法九条擁護の書『改憲問題』(愛敬[2006])の中で一番アカデミックな第4章「世代ごとの憲法?」で、ジェファースンの議論を叩き台としてプリコミットメント論を使って次のように硬性憲法の正当化を試みている。——「制憲者の世代は後の世代を拘束できない」というジェファースンの議論は、硬性憲法による「立憲主義」というプロジェクトを否定するものである。ジェファースンに対する回答としてプリコミットメント論を持ち出すのは、制憲期の世代と後の世代が同一の集団でないために硬性憲法は「自己拘束」といいがたく、問題である。しかしスティーヴン・ホームズの「積極的立憲主義」の議論のように「憲法を単に自己統治に対する制約としてではなく、より持続的で討議的な自己統治を可能にする手段・制度として描出すること」(同上・104ページ)によって答えることができる。たとえば表現の自由や政教分離はそのような制度に他ならない。もっともヤン・エルスターは制憲者の方が以後の世代よりも合理的だと考えるべき理由はないと言うが、歴史的な事実としてはそうだとすると、キャス・サンスティンによれば憲法的自己拘束は規範的な意味では利用価値がある。そうだとすると次の三点が指摘できる。①「憲法制定=プリコミットメント」の「良し悪し」が判断できる。②現実の制憲者が「素面」だったかどうかは重要な問題ではなく、憲法規定が自己拘束か否かは、自己統治を促進する装置として正当化できるか否かで判断すべきだ。③ここでいう民主主義は単なる多数決ではなくて討議的自己統治だ——。そして愛敬は「改憲派が憲法改正の正当化に国民主権を援用する状況の下では」、プリコミットメント論は「改憲必要論に対する理論的応答としての性格を有している」(同上・114ページ)として、この議論が今の日本の改憲論争にとって意義があると主張し、最後に、憲法九条による軍備の制限は合理的自己拘束として説明可能だという長谷部恭男の説を肯定的に紹介

する。

愛敬が擁護するプリコミットメント論は、民主主義よりも上にある人権や頻繁な憲法改正（の可能性）がもたらしかねない社会の混乱を持ち出す代わりに、（あるタイプの）民主主義に内在する制度装置として硬性憲法を正当化しようとする試みである。もしこの試みが成功すれば、民主主義と硬性憲法との一見したところの対立は解消する。またそれは〈なぜ憲法を制定した世代だけが憲法改正の能力の制限によって以後の世代を支配できるのか？〉という自然な疑問に対して、〈本当に大切な問題は硬性憲法の内容が良いか悪いかであって、その憲法の制定者が誰だったかという制定過程ではない。硬性憲法を制定した世代が以後の世代を部分的に支配するという事実は、硬性憲法のやむをえない副産物にすぎず、その世代の方に特別の権限があったとか彼らが以後の世代よりも賢明だったということの意味するわけではない〉と答えることができる（阪口 [2001] 236-241 ページを参照）。

しかし私はプリコミットメント論について、以下のような疑問を持つ。

もしある憲法の中に存在する自己拘束——たとえば国教会制度や、貴族制度や天皇制を含む身分制度——が民主主義にとって有害無益だと多くの人々が判断したとしたら、その規定はもはや正当化できないとして当然無効になるのだろうか？ それともその規定を廃止するには、やはり硬性憲法の憲法改正手続きに従って改正されなければならないのだろうか？ おそらく憲法の解釈論としては後者になるだろうだが、それならば結局のところ、民主主義に反するような憲法の条文も、憲法のそれ以外の条文と同様、廃止あるいは改正することが通常の立法手続以上に難しいことには変わりがない。

つまり硬性憲法はその内容によって、民主主義にもその逆にも、さらに言えば立憲主義にも専制主義にも、自由主義にも全体主義にも、市場経済にも統制経済にも役に立ちうるのであって、プリコミットメント論者が示唆してしまいがちなようにそれ自体で民主主義的だとか立憲主義的だとかいうことにはならない。硬性憲法という器にはどんな特徴を持った憲法制度も盛り込める——というのは言いすぎだろうが、少なくとも多種多様な制度と両立しうるのである。

だが硬性憲法の性質について確実に言えることは一つあって、それは多数決原

理を制限し現行の憲法の改正を通常の法改正よりも難しくするために、保守的である、現状維持に傾く、ということである。政治の領域では、保守的な態度には一定のもっともな理由があるだろう。〈迷ったらやってみろ〉という忠告は冒險心を持った個人の行動には有益だろうし、もしかしたらビジネスの世界でもそうかもしれないが、政府が公権力を行使し納税者の血税を利用する領域では無責任だという非難を免れない。国家の統治は人民を対象とした社会的実験であるべきではない。この考慮から硬性憲法を擁護することは可能であるだけでなく、望ましくもあるだろう。すでにIV2で見たマディソンのジェファークソンへの反論の中にもこの保守主義の発想を見出せるかもしれない。長谷部恭男も硬性憲法を採用する理由の一つとして「日常の政治過程によっては、安易に動かすべきでないはずの重要な原理を動かそうとするのであれば、保守的な態度をとる方が賢明といえよう」(長谷部[2006] 156ページ)と言っている(政治におけるこのような現実主義的な保守主義——それは共同体主義的な伝統重視の保守主義とは区別されるべきである——の擁護として、Oakeshott [1962]、中でも「保守的であるということ」を参照)。

もっとも大部分の人間には、先の見えない変化よりも現状維持をとるバイアスがあるという傾向を重視すれば、軟性憲法の下でも改憲はそう容易ではないと考えられる。〈現行憲法でも改憲案でも甲乙つけがたいなら、わざわざ変える必要はない〉と考える人は多いだろう。しかしやはり硬性憲法の方がはるかに改憲が難しいということは確かである。

ここでプリコミットメント論に戻ろう。ホームズや愛敬のプリコミットメント論は、彼らが支持する民主政を維持あるいは発展させるための自己拘束として硬性憲法を理解するものだが、理論的には、民主政以外の制度を安易なあるいは無思慮な民主的決定から守るための人民のプリコミットメントとして硬性憲法を理解することも同じように可能である——いや、後者の方が一層自然かもしれない。

日本国憲法を例にとってみれば、それが硬性憲法であるのは討議的自己統治を保護するためだという愛敬の説が成立しうるのと同様に、〈この国で千数百年もの間連綿と生き続けてきた天皇制の伝統を世論の一時的な気まぐれによって断絶

させてはならない」とか〈日本が世界に誇る憲法第9条は日本の軍国主義化とアジアへの侵略を食い止めるために必要だ〉とか〈憲法が保障している人権（あるいはその一部）は人類普遍の超歴史的道德原理だからいかなる政治的決定によっても侵害されてはならない〉とか〈国会・内閣・裁判所という三権分立の制度は独裁政治を防止するために何にも増して役に立つ発明だ〉とかいった考え方も、すべて日本国憲法が硬性憲法である理由として持ち出すことができる。一部の民主主義者が信じているらしいように憲法の中にある諸原理・諸制度のうち民主主義が一番重要なものとみなす必然性はない。

今いくつかの例をあげた考え方のうちどれをとるか、あるいはとらないかは、日本国憲法が規定しているさまざまな制度のうち、何が民主政の多数決によってたやすく変えられてはならないほど大切な制度だと論者が判断するかによって違ってくる。またその立場ごとに、実際に憲法の条文には規定されていても、硬性憲法によって保護すべき理由が薄弱である制度や、そもそも憲法だけでなくいかなる法制度によっても存続すべきでない制度がそれぞれ存在しうる。たとえばラディカルな民主主義者にとっては天皇制（象徴天皇制でも）が、再軍備主義者にとっては戦力の不保持の規定がそうだろう。

ここで私が強調したいのは、硬性憲法はその憲法典の「本質的部分」（それをどのように把握するのであれ）だけではなく、すべての条文を変更しにくくしているということである。このことはプリコミットメント論では説明しにくい、それだけでなく、私が受け入れている古典的自然権論でも説明できない。それに対して、今紹介した保守主義的考慮か、ルーベンフェルドのように時間を超えた国家の同一性を強調する立場なら、この事情を正当化できそうである。また憲法典の特定の条文——たとえば権利章典——だけを他の条文よりも改正しにくくするという制度は、理論的にはありえても、実際には制定するにも運用するにも困難が多いかもしれない。それにもかかわらず、管見の限り〈一つの憲法典の中ではすべての条文について同一の改正手続き規定が適用されねばならない〉という想定がいつでもどこでも当然視されていて、それと違った憲法制度を提唱した人がいないらしいのは、私には誠に不思議なことと思われる。

最後にまた憲法改正についてのジェファーソンの立場を思い出そう。

彼がもし生き返って現代のさまざまな硬性憲法正当化論を読んだらどう思うだろうか？ 私の想像では、彼はいやしくも人民が主権者である共和国ならば人民の意志をできるだけ忠実に実現できる軟性憲法を採用するのが当然であって、ルーベンフェルドの〈時間を超えた国家の同一性〉論は蒙昧主義の極みであり、プリコミットメント論は民主的な憲法改正をサボタージュしようとする少数派の詭弁にすぎず、その他の議論も貴族政的（ジェファソンは「エリート主義的」とは言わないだろう）で人民への信頼が足りなすぎ、現行の憲法をいわれもなくありがたがっていると考えるだろう。われわれが憲法改正手続きについてのジェファソンの主張に賛成できないとしたら、それはわれわれが彼ほど現実の同胞人民を信頼していないからか、現実の政治を信頼していないからか、その両方かである。

参考文献

（憲法学の文献については阪口正二郎教授から教授を受けたが、それを十分生かせなかったのは私の責任である。）

愛敬浩二 [2004] 「プリコミットメント論と憲法学」 長谷部恭男・金泰昌（編）『公共哲学 12 法律から考える公共性』 東京大学出版会

愛敬浩二 [2006] 『改憲問題』 ちくま新書

明石紀雄 [1993] 『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念』 ミネルヴァ書房

有賀貞 [1988] 『アメリカ革命』 東京大学出版会

五十嵐武士 [1984] 『アメリカの建国』 東京大学出版会

五十嵐武士 [1994] 「連邦共和国の成立と試練」 有賀貞ほか（編）『アメリカ史1』 山川出版社

阪口正二郎 [2001] 『立憲主義と民主主義』 日本評論社

阪口正二郎 [2005] 「立憲主義の展望」 (社) 自由人権協会編 『憲法の現在』 信山社

田島恵児 [1984] 『ハミルトン体制研究序説』 勁草書房

長尾龍一 [1997] 『憲法問題入門』 ちくま新書

中野勝郎 [1993] 『アメリカ連邦体制の確立』 東京大学出版会

長谷部恭男 [2006] 『憲法とは何か』 岩波新書

- 松本重治 (編) [1980] 『世界の名著 フランクリン ジェファソン ハミルトン ジェイ マディソン トクヴィル』 中央公論社
- 森村進 [1989] 『権利と人格』 創文社
- 森村進 [1995] 『財産権の理論』 弘文堂
- 森村進 [1997] 『ロック所有論の再生』 有斐閣
- 森村進 [2006] 「未来世代への道徳的義務の性質」 鈴木興太郎 (編) 『世代間衡平性の論理と倫理』 東洋経済新報社
- Arneil, Barbara [1996], *John Locke and America: The Defence of English Colonialism*. Oxford University Press.
- Grinde Jr., D. A. and Johansen, B. E. [1991], *Exemplar of Liberty: Native America and the Evolution of Democracy*. University of California. [星川淳訳 『アメリカ建国とイロコイ民主制』 みすず書房、2006年]
- Hillman, Arye L. [2003], *Public Finance and Public Policy*. Cambridge University Press. [井堀利弘 (監訳) 『入門 財政・公共政策』 勁草書房、2006年]
- Holmes, Stephen [1988], "Precommitment and the Paradox of Democracy", in J. Elster and R. Slagstad (eds.), *Constitutionalism and Democracy*, Cambridge University Press.
- Jefferson, Thomas [1984], *Writings*. edited by M. D. Peterson, The Library of America.
- Ketcham, Ralph (ed.) [1986], *The Anti-federalist Papers and Constitutional Convention Debates*. Mentor.
- Koch, Adrienne and Peden, William (eds.) [1944], *The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson*. Random House.
- Madison, James [1999], *Writings*. edited by Jack N. Rakove, The Library of America.
- Mayer, David N. [1994], *The Constitutional Thought of Thomas Jefferson*. University Press of Virginia.
- Oakeshott, Michael [1962], *Rationalism in Politics and Other Essays*, Metuen. [嶋津格他訳 『政治における合理主義』 勁草書房、1988年]
- Pace, Alessandro [1996], *La causa della rigidità costituzionale*, 2 ed. Cedam. [井口文男訳 『憲法の硬性と軟性』 有信堂、2003年]

- Peterson, Merrill D. [1988], "Thomas Jefferson, The Founders, and Constitutional Change", in J. J. Barlow, L. W. Levy and K. Masugi (eds.), *The American Founding: Essays on the Foundation of the Constitution*, Greenwood Press.
- Rubinfeld, Jed [2001], *Freedom and Time: A Theory of Constitutional Self-government*, Yale University Press.
- Sloan, Herbert [1993], "'The Earth Belongs in Usufruct to the Living'", in Peter S. Onuf (ed.), *Jeffersonian Legacies*, University Press of Virginia.
- Idem [1995], *Principle and Interest: Thomas Jefferson and the Problem of Debt*, Oxford University Press.
- Vallentyne, Peter and Steiner, Hillel (eds.) [2000], *The Origins of Left-libertarianism*, Palgrave.
- Yarbrough, Jean [1989], "Jefferson and Property Rights", in E. F. Paul and H. Dickman (eds.), *Liberty, Property, and the Foundations of the American Constitution*, State University of New York.
- Eadem [2003], "Thomas Jefferson and the Social Compact", in R. J. Pestritto and T. G. West (eds.), *The American Founding and the Social Compact*, Lexington Books.
- Zuckert, Michael P. [1994], *Natural Rights and the New Republicanism*, Princeton University Press.
- Idem [1996], *Natural Rights Republic: Studies in the Foundation of American Political Tradition*, University of Notre Dame Press.
- Idem [2002], *Launching Liberalism: On Lockean Political Philosophy*, University Press of Kansas.